

平成22年第3回志布志市議会臨時会

目 次

| 第1号(10月28日)                             |    | 頁  |
|---|----|----|
| 1. 議事日程                                 | 3  | 3  |
| 2. 出席議員氏名                               | 4  | 4  |
| 3. 欠席議員氏名                               | 4  | 4  |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名           | 4  | 4  |
| 5. 議会事務局職員出席者                           | 4  | 4  |
| 6. 開 会・開 議                              | 5  | 5  |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名                      | 5  | 5  |
| 8. 日程第2 会期の決定                           | 5  | 5  |
| 9. 日程第3 議案第59号 工事請負契約の締結について            | 5  | 5  |
| 10. 日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について           | 20 | 20 |
| 11. 日程第5 議案第61号 損害賠償の額を定め、和解することについて    | 21 | 21 |
| 12. 日程第6 議案第62号 平成22年度志布志市一般会計補正予算(第7号) | 22 | 22 |
| 13. 閉 会                                 | 24 | 24 |

平成22年第3回志布志市議会臨時会

1. 会期日程

| 月 日    | 曜日 | 会 議 | 内 容                 |
|--------|----|-----|---------------------|
| 10月28日 | 木  | 本会議 | 開会 会期の決定 議案上程・採決 閉会 |

2. 付議事件

| 番号     | 事 件 名                   |
|--------|-------------------------|
| 議案第59号 | 工事請負契約の締結について           |
| 議案第60号 | 工事請負契約の締結について           |
| 議案第61号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて    |
| 議案第62号 | 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号） |

## 平成22年第3回志布志市議会臨時会（第1号）

期 日：平成22年10月28日（木曜日）午前10時31分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第5 議案第61号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第6 議案第62号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

**出席議員氏名（24名）**

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 平野 栄作  | 2番  | 下平 晴行  |
| 3番  | 西江園 明  | 4番  | 丸山 一   |
| 5番  | 玉垣 大二郎 | 6番  | 坂元 修一郎 |
| 7番  | 鶴迫 京子  | 8番  | 藤後 昇一  |
| 9番  | 毛野 了   | 10番 | 立平 利男  |
| 11番 | 本田 孝志  | 12番 | 立山 静幸  |
| 13番 | 小野 広嗣  | 14番 | 長岡 耕二  |
| 15番 | 金子 光博  | 16番 | 林 勇作   |
| 17番 | 岩根 賢二  | 18番 | 東 宏二   |
| 19番 | 小園 義行  | 20番 | 上村 環   |
| 21番 | 鬼塚 弘文  | 22番 | 丸崎 幹男  |
| 23番 | 福重 彰史  | 24番 | 野村 公一  |

**欠席議員氏名（0名）**

**地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名**

|           |        |          |        |
|-----------|--------|----------|--------|
| 市長        | 本田 修一  | 副市長      | 井手 南海男 |
| 教育長       | 坪田 勝秀  | 総務課長     | 中崎 秀博  |
| 情報管理課長    | 徳満 裕幸  | 企画政策課長   | 溝口 敏久  |
| 財務課長      | 溝口 猛   | 港湾商工課長   | 萩本 昌一郎 |
| 市民環境課長    | 竹之内 宏史 | 税務課長     | 外山 文弘  |
| 福祉課長      | 山下 修一  | 保健課長     | 木佐貫 一也 |
| 農政課長      | 上原 登   | 耕地林務水産課長 | 立山 広幸  |
| 畜産課長      | 中崎 章文  | 建設課長     | 中迫 哲郎  |
| 松山支所長     | 白坂 照雄  | 志布志支所長   | 小辻 一海  |
| 水道局長      | 井手 佐喜雄 | 会計管理者    | 楠川 昭博  |
| 農業委員会事務局長 | 堀苑 智之  | 教育総務課長   | 五代 豊一  |
| 学校教育課長    | 金久 三男  | 生涯学習課長   | 津曲 兼隆  |

**議会議務局職員出席者**

|        |       |         |        |
|--------|-------|---------|--------|
| 事務局長   | 今井 善文 | 次長兼議事係長 | 徳田 弘美  |
| 調査管理係長 | 坂元 正知 | 議事係     | 武田 賢一郎 |

午前10時31分 開会 開議

**議長（上村 環君）** ただいまから、平成22年第3回志布志市議会臨時会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（上村 環君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、本田孝志君と立山静幸君を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定

**議長（上村 環君）** 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

**議長（上村 環君）** お諮りします。

日程第3、議案第59号から日程第6、議案第62号まで、以上4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。  
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第59号から議案第62号まで、以上4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定いたしました。

### 日程第3 議案第59号 工事請負契約の締結について

**議長（上村 環君）** 日程第3、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業伝送路整備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業伝送路整備工事のため、指名競争入札により24億6,750万円で鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番1号の株式会社九電工鹿児島支店と工事請負契約を締結するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**3番（西江園 明君）** 執行調書を今朝いただきましたけれども、5社指名して2社しか応札していない、結局3社辞退ですよ。2社で入札しておりますけれども、この辞退の申し出はいつあったのかというのが1点と、この5社指名して2社しか応札していない、この20数億の入札に対してですね、この2社しか応札していないということに対して、これをどう受け止めているのかお聞きします。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 辞退についてでございますが、この辞退の理由というのは特に告げられてはいないところでございますが、私どもの方が想像するところとしまして、今回九州管内で41の団体が同種の事業を実施中ということでありまして、工事要員等の確保ができなかったのかなと、あるいは困難であったのかなということと、あと工事期間が非常に短いということで、それぞれ各社態勢づくりが整わなかったのかなというようなことが想定される理由ではないかと考えておるところでございます。

**財務課長（溝口 猛君）** 辞退された業者の辞退がいつあったかということでございますが、入札を平成22年10月18日に執行しておりますが、前日以前に辞退届けが提出されたということでございます。

**3番（西江園 明君）** 辞退は前日以前ち、それはもう当然のことだと思うんですけど、例えば、指名してすぐあったのか、あるいは当日、前日までに、直前であったのかということと、今の私の1回目の質疑に対して、市長が執行者で指名して、市長が執行しているわけでしょ。こういう20数億という工事に対して、これに対してこういう、結果5社を指名して2社しか応札していないというこの事態をどう受け止めるかということを知っているわけですよ。担当課長は事務レベルの答弁をすべきであって、こういうことに対して、私は市長に聞いているんですけどね。こういう入札の仕方が、市長がいやこれは当然だと言えばそれでいいですし、どう思っているかという見解を聞いているんです。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回の入札に関しましては、工期が極めて厳しいということで、事前に現地説明会等を開催いたしまして、このことについては、市でも積極的に対応しますので、入札に積極的に応じていただきたいということを特にお願いをしたところでした。その際、さまざまな質問等もありまして、そのことを受けながら入札ということになったところでございますが、結果的に辞退が出たということにつきましては、課長が言いましたように工期の問題等で他に仕事を抱えているとか、あるいは工員の確保が厳しいというようなことから辞退をされたのではないかなというふうに思っているところでございます。

そして、私自身としましては、そのような厳しい状況でありながらも、こうした形できちんとした会社が応札していただいたということがあったということは、本当に有り難い状況だというのが率直な気持ちでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**18番（東 宏二君）** おととい使送便で来ました志布志市地域情報通信基盤整備推進事業の集落案内で、開催をしてくださいということで来ているわけですが、ここに申し込みをしないと自己負担が8万8,000円かかりますよということで、この工程表を見ますと、6番目の1月の中旬から3月の

二十日ごろまでが工事期間というふうに工程表ではなっています。申し込みをしないと、後で付けると自己負担がかかりますよということでございますが、各自治会でもそういう説明会をしようということで、私の自治会でもこういう回覧を作りまして7日にするようにはしているんですが、出席率がすごく少ないということで、どういうふうに皆様に告知をしたらいいのか、もしお年寄りとかいろいろな方々がこの散らしを見ないですね、ああおいげえも付くったたいがというようなことになったときはどうなるんですか。その辺はどう考えておられますか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回情報通信基盤整備事業を構築するに当たりまして、最大の市民へのサービスというものが行政告知端末機を設置するというものでございます。これを全世帯に設置する、そして同時に、緊急災害時に対応できるものにするということが最大のねらいでございますので、全世帯の方々に御説明申し上げ、そして同意を取って、そして、全世帯設置をしたいというふうに考えているところでございます。

ただいま議員の方でお示しになられたのは、そのことに伴いまして第2回目の集落説明会を開催するというものでございまして、御指摘のとおり説明会自体の参加率というのは極めて低いというようなことでございますので、説明会を開催しまして、参加されていない方々に対しましては再度説明会を開催する、あるいは自治会を通じてそのことについて、来ていただかなかった方に対しまして職員の方で、集落担当制を敷いておりますので、その集落担当になっている職員を中心としまして、すべての方々に御案内を申し上げます。そして、全世帯加入に対しまして同意をいただくというところを目指してまいりたいというふうに思います。これは、結局同意をいただいた後に設置工事をするわけでございますが、設置工事をする際にその家屋等に穴を開けたりというようなことがありますので、そういった面からして、その家庭の世帯主の方の同意が前提であるということがありますので、その同意をいただきながら工事を進めていくことになるかと思っております。仮に同意がいただけなかったらもう致し方ないということになるのではないかなと。

それから、これは事業年度が平成22年度中ということになっておりますので、その22年度中になりますと、事業の範囲内で交付金の対象の世帯になるということになるわけでございます。

ということで、交付金の事業の年度内に事業ができるとなれば無料と。しかしながら、事業完了後に改めて自分の家も設置してほしいというような要望が仮にあるとなれば、多分あるんじゃないかなというふうに思いますが、今現在の1戸当たりの工事費が8万8,000円というようなことでございますので、現段階ではそのような金額がかかりますよというような案内をしているところでございます。

**18番（東 宏二君）** 8万8,000円というのは初めて聞いたわけでございますが、私も今朝議員の方々に、同僚の方に聞いてみますと、「初めてじゃいな」ということでございました。

今の答弁で、各自治会に担当の職員がおられますので、そういう方々が戸別に回って同意をもらうというようなことでございました。まあそれは結構なことだと思っております。

それとですね、この期間、交付金事業でございますので、3月以降新しい新築をされたりとか、いろいろな方々がアパートを借りて県外から市内に引っ越しをされたり、いろいろな方々がおられると

と思いますが、この方々については、やはり付けていただくのであれば8万8,000円自己負担をしないと付けられないということですか。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

8万8,000円という金額につきましては、現段階で工事をするとすれば8万8,000円かかります。それは交付金の対象内の金額でありまして、交付金の事業の完了後ということになりますと、8万8,000円の工事費が発生しますよという内容でございます。

ということで、今後そのことで漏れる方、あるいは転入・転出ということが毎年ございますので、それらの方々がどれぐらいになるか、そしてまたその方々に対しましてどういった形で対応すればいいかということについては、今後状況を見つめながら協議をしまして、また皆様方に御相談を申し上げたいというふうに考えているところでございます。

**18番（東 宏二君）** 先ほども、防災の一環として戸別端末機を各家庭に付けるということではございました。

3月以降、転入とか新築をされて、分家されたりとかいろいろな形があるかと思えます。これは防災の関係上、やはり平等性をみればですね、やはり後から、3月以降にもそういう新築をされたりとか転入をされたりとか、そういう方々にもですよ、やはりある程度平等性ということであれば、やはり無料、自己負担がないような形でですね、今後そういう形で取り組んでいかないとですよ、やはり不公平だと思えますが、その辺どう考えておられますか。

**市長（本田修一君）** 今回の情報通信基盤整備事業の構築につきましては、極めて有利な交付金事業が活用でき、また合併特例債も活用しながら事業を推進しているところでございます。

そのような観点からしまして、その事業完了後にどうするかということについては、まだ検討をしていない段階でございますので、十分その辺も考慮しながら検討いたしまして皆さん方に相談したいと思えます。

**11番（本田孝志君）** 私はですね、この説明会を26日に私の集落は受けておりましてですね、書類がちゃんとできているわけですので、私は執行部、また市長もですよ、やはり皆さんの説明がある前に、今日こういう今審議をしているわけですが、書類があるわけですので、今この場でですね、書類を配って、10分ぐらいの休憩をとっていただいて、議員の皆さんに読んでいただいて、そしてその後、ああこういうことがあるんだなということ、私は説明会で大体聞いております。ですから、私は大体今言われることもですね、まあ執行部も無責任ですね。議会に諮って、議会は で通せというようなことじゃ私は、書類ができているわけですので、もう集落に対する説明書が全部、三、四枚できていますので、ここで皆さんに配っていただいて、そして勉強をしながら、当日行って配りますので、行ってからあらということ、私が前説明を受けたのは受信設備ですね、こういうのということで、課長の説明が一遍ございましたがですね。ほかのことはまあ大体聞いているんですが、やはり市の担当がマニュアルを読んでですね、こうこうこうですということ、その文書をですよ、ここで今配っていただけないものでしょうかね。どうでしょうか。議長、よろしく願いいたします。

**議長（上村 環君）** 質疑でありますので、質疑の中で分からない部分をお聞きしていただいて、



ここで答えていただくということではいかがでしょうか。

[ 何事か言う者あり ]

**11番(本田孝志君)** 東議員が言われたようにですね、そういうこともですね、文章に載っていますので。ただ配れば簡単ですよ、できていますので、ぱっと。どうでしょうかね。

**議長(上村 環君)** 暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

**議長(上村 環君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**11番(本田孝志君)** 先ほどですね、私が「 」というような言葉を使ったそうでございますので、これを取り消しをいたします。

**議長(上村 環君)** ほかに質疑はありませんか。

**16番(林 勇作君)** すみません、初歩的なことをお聞きしますが、この九電工の工期のことについてお尋ねをいたします。3月21日までということですが、この工期について間違いはないのか、そこら辺りを詳しくお尋ねをいたします。

それから、辞退のことをお聞きしようと思ったんですが、ちょっと簡単にお尋ねしますが、いわゆる指名をですね、志布志市長がしたものを辞退するという、こういう不景気の時代にですね、理由もなしに、これは本当に失礼な話だと思うんですが、ここらあたりについて指名の段階でどのような指名委員会での協議があったのかですね。志布志市長が20何億の指名をしたものについて、これを辞退するというのは本当に失礼な話だと思うんですが、ここらあたりを指名委員会でどのような協議があったものなのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、先ほども出ていますが、議長から言われましたので簡単にお聞きしますが、8万8,000円と。これは全家庭に、最初は通信事業については全家庭に設置するという、特別委員会からずっと我々は理解をしているわけですよ。今更こういう問題が出ること自体がですね、私はおかしいと思うのですが。全家庭に最初はやるんだという目的の中で我々は議論をしてきたと思うんです。そこらあたりも分かっておればですね、簡単に御説明を願いたいと思います。

それから、これだけ工期がせっぱ詰まった中で、これだけの千人近くの間人が志布志市内に入るわけですが、この作業員の宿舎あたりとかいうのはどうなっているのかですね。口でい疫で大変疲弊をしている中でですね、市内の商工業団体の皆さんは大変苦勞をされております。そういう中で、これだけの作業員の人たちが常駐されるわけですから、市としてどのような対策をこの九電工さんと話し合いを今後されるのか、そこらあたりも分かっておればですね、簡単な御説明をお願い申し上げます。

以上です。よろしくお願いたします。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** まず、工期についてお答えいたします。

今回非常に工期が短いということでの御質疑でございますが、今回この事業につきましては、大きな事業でありますけれども、工期が短く大変厳しい状況であるというふうには認識をしているところでございます。しかしながら、あくまで目標は、3月31日までには完了させたいということで現在進めております。

それから、工期の3月21日でございますが、交付金の事業は3月31日ということでございますので、完成が3月21日ということでありまして、それ以降につきまして検査の期間が若干必要ということで、3月21日ということで今回契約を締結したいというふうに考えているところでございます。

**副市長(井手南海男君)** 御質疑の入札契約運営委員会での協議の内容ということでございますが、まず運営委員会の協議の内容につきましては、その詳細についてはお示しができないところでございますが、通常でありますれば、その施工実績や地域性などに重きを置いて指名協議を行うわけでございます。今回、所管課より業者の推薦を受けまして、入札契約運営委員会でも長時間の協議を行ったところでございますが、工事の規模、期間などから、より以上のその事業実績とその規模、会社としての信用度などを勘案して入札執行に至ったものであります。

そうした中で、今回の入札に際しましては、先ほどからありますように、辞退が多かったということでございます。1件につきましては、5社中3社の辞退ということでございます。このことは、国が進めております情報基盤整備事業が全国的に多数の発注が重なったということもございまして、そしてまた、志布志市は一応過疎地ということもございまして、事業の困難さという地域性もあったのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、入札への参加または辞退ということに関しましては、入札参加自由の原則がございまして、一般であるか指名であるかにかかわらず、その理由については問うということはいたしてないところでございます。

以上でございます。

**情報管理課長(徳満裕幸君)** それから、作業員等の宿泊施設についての御質疑でございますが、志布志市内の旅館業組合、それから民宿等を含めて、約600名ぐらい宿泊できる能力があるということのようでございます。

事業者の方と作業要員等の宿泊については、今後協議をしてみたいというふうに思っております。

**市長(本田修一君)** この行政告知端末機につきましては、全世帯に設置するというところでこの事業は進んできているところでございます。ということで、全世帯設置に向けて私どもは全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えます。

それから、今課長の方で宿泊の施設の確保についての答弁がございましたが、このことにつきましては、総体で7万人程度、そしてピーク時には1日1千人程度という作業員の稼働が見込まれるということになっております。多分近在からの方々が多く来られると思いますが、半数程度は宿泊になるんじゃないかなということが考えられるところでございますので、旅館業組合の方々を中心にして、まずそちらの方の確保をいたしまして、それでも対応できないときには公共施設等も対応していき

いというふうには考えているところでございます。

**2番(下平晴行君)** 今の8万8,000円の質問についての答弁は、私はちょっと理解していないんですけど、もう1回市長、お願いします。

**市長(本田修一君)** 事業をとにかく完了させたいということですね、今現に8万8,000円ほどの工事費がかかる内容なんですよということをお話を申し上げたいと。そしてまた、先程来言いますように、事業完了後の対応につきましては、また皆さん方と相談をさせていただきながら対応をしていきたいと。私どもがその概数等についてもまだ把握していないという状況でございますので、それらも含めて、今後皆さん方に相談をしながらその分については対応していきたいということでございます。

**2番(下平晴行君)** 志布志に転入され、こういうやり方をしますとですね、転入した場合には8万8,000円要るんだよと、このような状況だと、こういう文書が回っているというのは、そういうふうにとられますよね。ですからそこら辺の誤解がないようにですね、これちゃんとやってください。そこをもう1回。

**市長(本田修一君)** 私どもとしましては、現段階ではもう全世帯ですね、どうしても早く入っていただきたいということがありますので、こういった内容ですので御協力をお願いしたいということで、8万8,000円というのを明示しているところでございます。まずそれが前提でございますので、そのことについて、全力を挙げてまいりたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

**議長(上村 環君)** ほかに質疑はありませんか。

**19番(小園義行君)** 議長の方からこの請負契約のことにに関してだけというようなことでありましたけれども、この事業そのものが議会がまず議決して、その後から説明会、いろんなものを作って進めていくんだということもありましたので、契約だけということではなくて、いろんな資料を含めて今まで私たちが住民の方々からお聞きした、そういったこと等の疑問にもですね、きちんと答えていく必要があるという立場で少し、議長、大変申し訳ないんですけど、質疑をさせていただきます。

議会が議決をした後に説明会をされたわけですね。それで、どれぐらいの方がその説明会に参加をして、自治会等でですね、あったのかというのが一つであります。これ一般住宅で、まあそうですね。

二つ目に、マンションやアパート経営をされている方々の説明会も当然これ、行われたらろうと思います。そこで、どういう状況だったのかというのが2点目です。

そして、今もちょっと出てましたけど、志布志市はよく皆さんも御存じのように、新しく新築のアパート・マンション、どんどんできます、古いのも残っていますが。3月31日を基準に考えますと、そこに全員、既設のやつですね、設置をされるということですね。そして新しく、仮に5階建て等々のマンションができて、そこに60戸とか入った場合に、そこにも先ほどから出てますように新しく付けなきゃいけないという、これは公平性の観点からしたときですね、だと思えます。そういったものは、これまでの年月の中で年間に志布志市の固定資産税等を納められてくることで分かると思うわけですが、どれぐらいそのことの軒数が建って、仮にそのことを一般財源でみなきゃいけないと、交付金事業に該当するというにない場合にですね、どれぐらい年間そういったものが建設されて、一

般財源を繰り入れていかなきゃいけないのか、そういったことについての考え方をお願いします。

それと、四つ目には、現在屋外の放送機が立ってるわけですね。補助金適化法の関係等もあると思いますが、平成5年あたりから始まっていると思うんですけど、この放送設備は撤去していくのかどうか、それとも現在のまま残していくのかですね。そこについて、仮に撤去の場合にこの費用の中にほとんどどうたっていないものですから、それをどういうふうに考えていいのか私たち知る由もありませんのでお願いをします。

五つ目に、私もこういう仕事に携わってきた人間として、今回請負契約の中で工程表がここにあります。一番問題なのは、一般住宅にどうやって全戸に光ファイバーをし、戸別受信機を付けるかということが大変問題だろうというふうに思います。そこで、今出されている資料で見ますと、2か月で終わらせるということになってますね。1か月で約8,000件の光ファイバーを宅内に引いて端末機を付けるということで、1日にしますと約266件、これを約2か月でやろうと。とてもすごい事業だなと思いますが、この1月の後半ということではなくして、これはもっと早く、やるとしたら同意ができた所からはもっと前倒しをしてやらないと、建設、いわゆる設置をする業者の方の思いで、いわゆる住民が動くというふうには思えないわけですね。ここについてはもっと、この請負契約等々が済んだらもう即でもやるようなことでないと、この1万5,834戸というのをこなすというのは非常に困難ではないかなというふうに思うんですが、そこらについてはもっと真剣に考えて、3月31日で終わらせるということで考えたときですね、もう少し前倒しをしてこれ、やるべきじゃないのかというふうに思います。

あと最後に、六つ目は、この交付金事業は、3月31日をもってもう1回昨年度繰り越しをしていますので、そのことが議決がされる際に国との関係でまだはっきりしてないということでありましたね。そこについては、もうきちんと今年度内に終わらんといかんよというふうな国の考え方なのか、それとも少し延ばしてもよいというようなことなのかですね、そこについても、今回請負契約できちっとなっていくしますので、そこに対しての国の姿勢、そういったのが分かっていたらお願いをします。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** まず、1回目の説明会の状況でございますが、10月22日現在、自治会数が390自治会がございますが、357自治会が説明会を実施したところでございます。まだ10の自治会が実施できなかったということでございます。この理由につきましては、自治会長と連絡が取れなく、何回行っても会えなかったというようなケースが多いようでございます。

それから、マンション・アパートのオーナー等の説明会でございますけれども、特に今回の告知端末の整備につきましては、工事ということで壁に穴を開けたり、宅内配線をするという関係でどうしてもオーナーの方々の承諾が必要だということになります。これにつきましては、本日でございますが、本日午前と午後に分けて、市内のマンション・アパートを管理されていらっしゃる不動産会社等を通じましてオーナーの方々にもお声掛けをしまして、この事業についての御理解と御協力をお願いをしているところでございます。

それから、この宅内工事については、1日当たり266軒というような工事になるところでございますが、できるだけ前倒しできる分については前倒しという形で工事を行いまして、少しでも工期の短縮

を図りたいというふうに思っているところでございます。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

伝送路の工事につきましては、本当に大変な工事になるんじゃないかなというふうに予想しているところでございます。ということで、1日でも早く着手したいということにつきましては、請負の業者の方々も申されております。

ということで、これが着手できるかどうかにつきましては、九電ないしはN T Tの電柱架設の認可が得られた所についてどんどん架設ができる状態になるかということでございますので、九電ないしはN T Tにつきましても、全面的な協力をさせていただくよう要請をするところでございます。そして、1日でも早く伝送路の工事にまい進してまいりたいというふうには考えているところでございます。

そして、今回のこの事業につきましては、予算としましては21年度の予算で、そして22年度へ明許繰越となっております。ということで、今後この工期についての考えというものにつきまして、私の方でも国の方に確認ないしは要請に行ったところございました。現段階では、3月31日までに完了してくださいねというようなお話ではございますが、明許繰越ということでございますので、1回は事故繰越ができますよねというようなお話も承ったところでございます。

ということで、今後何らかの形で工事が完了できないということになりましたら、また御相談にまいるというようなふうには考えているところでございますが、現段階では3月31日までに完了させるというような方向で一生懸命取り組んでまいりたいということでございます。

**総務課長（中崎秀博君）** 4項目の屋外放送機、防災行政無線のことだというふうに理解しましたが、この防災行政無線につきましては、無線でございますので、今回光ファイバーは線で結んでいるわけですが、大災害のときの断線等も考慮した場合に屋外の無線機はそのまま運用するという方向で考えております。

以上でございます。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** それから、今回出席した出席者数でございますが、自治会世帯1万1,554世帯のうち出席者が4,724、出席率にしまして40.9%の出席率であったところでございます。

それから、転入者についての件数等でございますが、志布志市で1年間の転入につきましては、およそ520件年間転入があるところでございます。この方々に告知端末を取り付けをするとすると、およそ4,600万円の経費が必要ということでございます。

**19番（小園義行君）** 今、当局の方から答弁があったんですが、非常にこの参加率といいますが、そもそも第1回目の説明会等を含めてですね、この事業の難しさを物語ったんだなというふうに正直思ったところです。第2回目のそういう説明会ということでやられるんでしょうが、これ本当にですね、きちんと説明がっていないと、四つ目で言いました宅内の工事、ここが非常に難しいんですね。そういう意味では、これ本当に生半可な努力ではやってられないぜというのが思いです。ぜひ第2回目のその説明会等々については、きちんと自治会と連絡を取った上でやらないと、まだ1回も開かれていないという自治会もあるということで、この事業を進めていくのに非常にこれ困難さを伴うんだなというふうに思っているところです。これもう少し真剣にやらないとですよ、駄目じゃないですか。

これぜひですね、そこについては、対応してもらいたいものだ。

マンションの関係、二つ目、もう少しお願いします。オーナーはいいけど、そこに入っている一人一人の同意もまた必要なわけですね。そこについては、集落、いわゆる自治会に入会されていない方が大半かなって思ったりもするわけですが、志布志市の住民という立場でやったときに、同意の取り方というのが非常にこれ、簡単にいかないと思うんですね。そこらについてもきちんとやらないと、あそこのマンションはいいけどうちは駄目とかですよ、そういうことが出てくるんじゃないですか。そこについては、今日そういう説明会をやるんだということですけど、考え方をしっかりと持って説明会に臨まないと、向こうから質疑が来たときに返せないじゃないですか。そういったものを僕たちにも分かるようにちゃんと答弁がないといかんでしょ、これ。新しいのにどんどん移っていく人たちも多い中ですね、既設のやつに入っている人が仮に端末機を付けた、もう1か月したら5月には出ますよといって新しいマンションに越した時に、またそこにどうやって付けていくのかということなんか当然かかってくるんです。ぜひですね、そこらのことも考えてマンションのオーナーの方の説明会というのは、入居者の方々の同意をどういった形で取るのかと、そこまで含めてこれやらないですよ、どうしようもないじゃないですか。

それと、屋外のそれはよく分かりました。

それと、国の考え方というのは、市長がそういう形でもお願いにも行くということでありました。分かりました。

あと、新しくですね、520件から転入したり出ていったりされるということの中で、新築ができた時にきちんと市の財源として4,000万からかかるというたらですよ、そんな余裕はないですね。そこらについての考え方を公平性を持ってきちんとやるということでない、どっかで線を引かんといかんでしょう、恐らく。そういったことに対してもここ一、二年の間はこうだとかですね、どっかで緩和措置みたいなのをやらない限り、これ非常に不公平感を持って、志布志市には、先ほども出てました、来なくなるというようなことも心配するじゃないですか。ぜひそこらについては、一般財源でちゃんとみるんだということがあればいいですよ、そこに対しての考え方が。公平に情報を提供するという意味ですね。そこに対して、これ市長にちょっとお聞きをしておきたいと思います。

新しく約500件からの転入、そういったものが来られるという場合に、逆に転出もあるわけですね。そこらとの関係をですね、これはちゃんと一般財源で毎年みますよということになるのかですね、そこらについての当局としてのきちんとした考え方を持ってやらないと、この8万8,000円というのは私たちが今日、今初めて僕は聞くことです。これまで無料ですよということで当局はずっと答弁をされてきたんです、これ。そこらについてのきちんとした考え方を持ってやっていくんだということでない、認めるというふうに簡単にいかんじゃないですか。

あと、前倒しでやるという、これはぜひですね、どんどんされて、宅内だけでも先に済まして、後の引き込み線から電柱までは許可は要らないわけで、ケーブルを張る際にNTTと九電の許可が必要なので、電柱から住民の所に引くのにはですよ、なんらこれ、今付いてるわけですからOKですよ。そこについては、ぜひもう進めていくということをししないと、中の工事の方が大変なわけですから、

そこらについては、ぜひ前倒しでやっていった方がいいのではないかというふうに思いますので、あと3点のことについて答弁してください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

加入を申し込みしていただくということの100%を目指すということにつきましては、私自身も本当に危機感を持っています。本当にこれは大変なことになるんじゃないかなということで、その体制については、課長会があるたびに確認しながら、そしてまたその進捗よくについてどうすべきかということの協議を重ねております。

ということで、これは市の職員、全職員そういった体制に臨まなきゃならないということで十分認識しているということではございますが、関係される方々についてもそのようなことから、全世帯加入できるような形の御協力をお願いしたいということをお話にも呼び掛けていきたいというふうに、あらゆる場面で協力をお願いしたいということをお話を申し上げたいというふうに思っております。

マンション、それからアパート等につきましては、当然その管理者の同意が要るということでございますが、前提としましてそこに入っておられる市民の方々全世帯に設置するということが前提になっておりますので、このことにつきましては、管理されている、また保有されている方々については、そのことについて前向きに検討していただくようにお話を申し上げたいと思います。

また、多分マンション、あるいはアパート等につきまして、こういった形でケーブルが敷設されていますよというような面からセールスのトークに、ポイントになるのではないかなというふうに考えられますので、そういった面からも有利性がありますよというようなお話を申し上げながら、ぜひ入居者の引き込みについても御協力をお願いしたいというような形でお話を申し上げたいと思います。

それから、8万8,000円につきまして、今御提案というかお話がありましたように、ずっとこれを続けるということにつきましては、かなり厳しい状況だというふうには認識しているところでございますので、改めてどのような形で公平性を保ちながら事業を構築していけばいいのか検討を申し上げまして、皆様方にまた相談を申し上げたいというふうには考えております。

**情報管理課長（徳満裕幸君）** 宅内工事の前倒しにつきまして、お答えを申し上げます。今私どもがお聞きしておる工事のやり方につきましては、センターから光が来ておって、宅内工事と同時にうまく機能するかチェックをしていく方法が一般的に採られているという方法とお聞きしているところでございますが、今回は期間が短いということで、前倒しという形で事前に宅内工事を済ませていくという方法も採れるということでございますので、業者と十分協議をしてみたいというふうに思っております。

**19番（小園義行君）** そういうことで、よく今の答弁は分かりました。ただマンションはですね、NTTが光対応マンションということで、最初に引いているんですね。その後に今度は市のやつを引かんといかんわけでしょ。ここに難しさがあるんですね。だから、そこを業者任せに、九電工さんは元請けということになるんでしょうが、そこに任せて市は何にもやらないよということではなくて、きちんと協力してやらないと、本当にそこにはうまく引けないというふうに思うものですから、ぜひですね、これちゃんと協力してやっていただきたい。

最後ですけど、有明の開発農協との件がまだ私たちにはこの事業を進めるに当たって、総会とかいろいろあったんでしょ。そこの関係が最終的にどういうふうクリアをされてここまでの契約になっているのかと。最後です。

それと、実施計画の関係の段階で全協等でも訴訟になっているということもありましたが、併せてそのことの現状はどういうことになっているのか、併せてお願いをします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

開発農協につきましては、この事業を開始というか、この事業の申し込みをした時以来、このような事業を本市で構築したいということのお話はずっとしてきたところでした。そのことの協議が進む中で、具体的に事業の認可が下り、議会の議決をいただいたということで、具体的に事業が始まるということになりまして、開発農協といたしましては、今回の私どもがいたします住民説明会の中で解散の方向ということと述べていいですよというような回答をいただいております。それで、住民説明会の折には、開発農協は解散の方向でございますと、しかしながらその解散の中身については、まだ開発農協の方でいろいろ協議されておりますので、開発農協の方からお知らせがあるかというふうに思いますというような形でお話を申し上げているところでございます。

ということで、今後開発農協の解散に伴いますさまざまな案件については、また開発農協と協議しながら両者スムーズに納得いく形でのそのような手続きに向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、訴訟についてでございますが、現在提訴を受けまして、そして本件の裁判の場所が東京地方裁判所というようなふうになっております。そのことにつきまして、当方としましては、その裁判の場所について鹿児島地方裁判所が適当でないかということの申し出をしております。今の段階ではまだ入り口の段階といえますか、そのような段階で、今後裁判が本格的に始まる場所が決まれば証人尋問というものが順次始まっていくというふうに思っております。

**24番（野村公一君）** 1点だけ確認をしてみたいと思います。

何十年かに一遍か、あるいは前例のないような大きな契約金額の契約書であるというふうに理解をしますが、そういう中でこの第4条、保証条項を少しお尋ねを申し上げたいというふうに思います。この4条の契約の保証の関係、こういう条項で契約をされたのはなぜなのか、これで保証がしっかり契約がされていると思われているのか、その点をお伺いをしてみたい。

**議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時49分 再開

**議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**財務課長（溝口 猛君）** 御質疑の契約の保証でございますが、今回の契約保証金については、免除しているところでございますが、免除する場合においては、銀行等の保証の証券等を添付して免除



という形で対応しているところでございます。仮契約の段階では、その証書の納付はまだしてないところでございますが、これが議決された段階で証書を市に提出してもらおうという流れになっているところでございます。

**24番（野村公一君）** 相手が大きな会社ですので、間違いはないとは思いますが、しかし、個人でなくて行政が契約を交わしていく、しかも20数億円の契約をしていく。そういう中での契約書の基本的なものの考え方として、この内容でいいのかどうか。もっと言えば、額がある程度の額を上回るような契約に当たってはしっかりと保証人を取っていくという契約の内容及びありますが、今回はそれが欠如していると。そういう中でこの4条の3、4、これは該当しないという条項になっておりますが、これではたして契約がしっかりと履行されるのか私は不安でならないんですが、重ねてもう1回伺いをします。その保証人の問題も。

**財務課長（溝口 猛君）** 御指摘のとおり、合併後、契約金額におきましては20数億円ということで、非常に大きな契約になっているところでございます。契約書の取り扱いでございますが、建設業法に基づく標準書式を使っているわけでございます。御指摘のとおり保証人をとるべきではないかという形でございますが、通常は本市の契約規則等にもございまして、保証人を立てない代わりにこういった証券をその担保として提出していただくというような流れになっています。したがって、今回も金額は非常に大きいということではございますが、契約する段階での保証金としては10分の1に相当する額の証券の納付をしていただくというような形で契約を締結したところでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありますか。

**13番（小野広嗣君）** 非常に短い期間での工事が始まるという状況の中で、9ページにも臨機の措置とか一般的損害、第三者に及ぼした損害、不可抗力による損害、そういったこと等もうたっているわけですが、実際この短期間でですよ、工事が始まって、例えば道路の占有であるとか、一般家庭に入って工事をすると、そういった際のトラブルということも十分考えられますね。市内の至る所で道路が占有をされて工事が始まると、そういった場合、市民の事前ですよ、そういったことに対する理解というものがないとトラブルを起こす元であろうというふうに思うんですが、そういった市民に協力を求めていくという方向付けも大事だろうと思いますが、そこに対しての考え方。

そして、こういった我々の例えば志布志市規模の自治体、あるいはもう少し小さい自治体でもこの事業をやっていますね。大きい自治体でもやっていますが、そういった先に行われた所をしっかりと学んでこられた上で、例えば請負業者も短期間でありますので、どうしても急いで工事に取り掛かっていくと事故の発生する可能性がある。そしてもう一方では、市民とのそういった関係でのトラブル、そして事故につながる関係性、そういったものも当然発生する可能性があると思うんですが、これまでこういった事業を取り入れて短期間でどこもやっているとは思いますが、そういったことはなかったのかお示しをください。

そして、もう1点は、先ほども出ておりましたけれども、林議員の方からも出ておりましたが、いわゆる9月の総務委員会でも聞きました。そして決算委員会でも聞きましたけれども、いわゆる大勢の工事を請け負う方々がこの市内に入って来られる。一番多い時には1,000人強と、そういう状態で始

まりますね。宿泊態勢も含めての市としての受け入れ態勢は大丈夫なのかということをお聞きしました。そういった観点からお聞きしたときに、やはり先進地に行かれた場合、市内の宿泊だけでは対応しきれなくて、いわゆる近隣の所から通って来てもらうと、宿泊を取って通って来てもらうと、そういうことがあったという話をお聞きをしました。そういう観点からいくとやはり市の側として、しっかりとそういった受け入れ態勢を整えて、先ほど言った事故ともつながっていく可能性がありますのでね。

先ほど旅館業組合とか、あるいは公共施設を通してでもという話を市長がされました。これは、最優先ですよ、市内のいわゆるそういった営みをされている所、そういった所を最優先でしていただくように、九電工さんにもしっかり話をしていくということが大事だろうと思うんです。本当に口でい疫等の問題も含めて、いわゆる市内の商工に関する方々に対する助成というのは、全然ないわけですね。打撃を被っているにもかかわらずないわけですから、このことに関してはやっぱり市長の方から、トップの方からきっちり請負業者の方に、元請けの方に話をしていくべきであろうというふうに思います。どうぞお願いいたします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来お話しするように、本当に期間が短いということで、また集中して大量の事業を同時にしなければならないということがございますので、このことによりましてさまざまな事案が発生するということは考えるところでございます。できるだけそのようなことがないためには、市民の方々の理解を得た上でしなければ円満に事業が進ちょくしないというふうには考えますので、あらゆる機会を通じてこの事業の説明をいたしまして、そして理解度を深めていただき、協力度を高めていくような形に持ってまいりたいというふうに考えております。

また、この先進地の事例につきましては、本市のような形での規模の事業というものはないということでございます。しかしながら、小規模等でやっている所がございますので、そちらの方は十分参考にしてまいりたいというふうに考えます。

そしてまた、宿泊につきましては、先ほども申しましたように、まず旅館業組合の方々の施設を確保してもらうということが最優先だというふうに私自身も考えているところでございますので、このことにつきましては、請負業者の方々に、また下請けの方々も発生すると思っておりますので、そういった方々にも御案内を申し上げ、協力をいただきたいと思いますというふうに考えております。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

**4番（丸山 一君）** 先ほどの市長答弁の中で、繰越明許の話が出ましたけれども、我々とすれば3月31日をもって工事は完全に終了するということを考えておるわけですが、先ほどの答弁の中では、個人的には繰り越しも可だというような答弁がありましたけれども、再度、3月で済むのか、繰り越しを考えておるのか、お伺いをいたします。

**市長（本田修一君）** 先ほど答弁いたしましたのは、国の方に相談に行きました折に、本件につきましては、21年度事業で22年度へ繰り越しになっていますということでありますので、22年度中に事業は完了してくださいというようなことは言われております。当然そのような方向で私どもは、今回

また皆様方に提案するところでございます。しかしながら、その時にお話があったのは、繰越明許であって、事故繰越ではないので、1回の事故繰越は可能ですよねというようなお話も承ったところでございます。

そのようなことで、さまざまな事故が発生する可能性もあるということも含めてですね、先ほども答弁したということでございますが、現段階では3月31日をもって事業を完了したいということで、一生懸命取り組んでまいりたいということでございます。

**4番(丸山 一君)** この事業が導入される昨年より開発農協の理事会におきまして、この事業に沿って我々は解散という方向でやっていこうじゃないかということは、理事会において何回も確認済みでありまして、まして市の方にもそれは申し入れはしてあります。

それと、清算に関する費用に関しましてもですね、あらかじめ費用はどのくらいかかるということは提出してあるわけです。ただ、我々とすれば8月の総会において、その時点では解散ということはまだ言えないと。10月か11月ごろには市の方向との打ち合わせがちゃんと済めばですね、清算金という形も済めば10月か11月であろうということをしておったわけですが、まだなかなか協議の方が詰めが甘いというか、まだ完全にされておりませんので、来年か今考えておるわけですね。来年の1月か2月にはしないことには、後始末も何もできないじゃないかと。ただ、そう考えて延び延びなおるわけですけど、なかなか市の方との協議がうまくいかないというのがあります。市の方とすれば、開発農協さんの問題だからそちらでやってくれというような話も出たりするわけですが、これはあくまでも市の事業に乗かって我々もそれを解散という形をとっていくので、できれば12月の議会等においてもですね、清算に関することを出していただかないと、我々約3,000人の会員を抱えております総会において解散という形に持っていけないので、その点をひとつ確認をしておきたいと思えます。

**市長(本田修一君)** お答えいたします。

議員御自身も開発農協の役員ということで、私どももお話をさせていただいたところでございます。その中で、今お話がございました清算金等についての最後の詰めというのはまだできてない段階でございますので、そのことにつきまして協議を重ねて結論を得ていきたいというふうには考えております。早急にその点につきましても合意を得たいというふうには考えます。

**4番(丸山 一君)** 今、答弁をいただきましたので、ちょっと安心はしたわけですが、要は農協さんの出資金と市の方の出資金の問題があるわけですね。農協さんもやっぱり市にげたを預けたような形を取っていきたくないと、開発農協に対して音頭を取っていくのは変じゃないかというような組合長の意向もありますし、我々もそれはそのように考えておりますので、なるべくこれは急いでいただかないと、解散総会をするにしても相当準備も要ると。それとやっぱり電柱撤去とか、架線撤去とか、宅内の撤去とかそういうのも結構お金も要りますし、時間もかかるし費用もかかるわけですね。ですから、なるべくですね、今答弁をいただきましたけども、なるべく市の方との協議を急いでいただきたいというのがありますので、もう一度お願いをいたします。いつごろというか、期間をある程度決めていただかないと、我々役員会、理事会においてもですね、理事会にも諮れませんので、もうひと

つ答弁をお願いします。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

今ここでいつということはお話申し上げることはできませんが、早い機会に合意を得て、そしてその内容については、また議会に相談しながら諮っていかなければならないということになるかと思っておりますので、開発農協の今後のそういった解散のスケジュール等も十分検討させていただきながら、合意を得ていきたいというふうに考えます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、可決されました。

#### **日程第4 議案第60号 工事請負契約の締結について**

**議長（上村 環君）** 日程第4、議案第60号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第60号、工事請負契約の締結について説明を申し上げます。

本案は、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業センター設備整備工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市地域情報通信基盤整備推進事業センター設備整備工事のため、指名競争入札により16億868万9,197円で鹿児島県鹿児島市山之口町2番30号の日本電気株式会社鹿児島支店と工事請負契約を締結するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第60号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、可決されました。

## **日程第5 議案第61号 損害賠償の額を定め、和解することについて**

**議長（上村 環君）** 日程第5、議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、消防用自動車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成22年8月15日午後9時ごろ、火災現場に向かうため市道仲町・水洗線から市道上町線に進入しようとした消防用自動車の左側後写鏡及び上部左側回転灯が、志布志市の加藤次夫氏の所有する家屋の門、板塀及び郵便受けに接触し、当該門、板塀及び郵便受けを破損したものであります。

事故の原因は、消防用自動車が市道仲町・水洗線の幅員の確認を十分に行わず進出したためであり、過失割合を市が100%、甲が0%とし、同氏の所有する家屋の門、板塀及び郵便受けの原形復旧に要する費用5万7,750円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第61号は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、可決されました。

#### **日程第6 議案第62号 平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号）**

**議長（上村 環君）** 日程第6、議案第62号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について説明を申し上げます。

本案は、平成22年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、プレミアム商品券発行事業及び消防用自動車事故による損害賠償金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**財務課長（溝口 猛君）** それでは、議案第62号、平成22年度志布志市一般会計補正予算（第7号）について、補足して御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に1億2,081万4,000円を追加し、予算の総額を186億1,103万2,000円としております。

それでは、歳入歳出予算を説明申し上げます。

付議案件説明資料は、38ページ、39ページでございます。

まず、予算書の5ページをお開きください。

歳入の15款、県支出金、2項、県補助金、10目、商工費県補助金は、本年4月以降に宮崎県において発生が確認されました口でい疫による地域経済への影響を受けた地域においてプレミアム付き商品券の発行を支援する地域経済活性化販売促進緊急支援事業を1,500万円計上しております。

6ページでございます。

18款、繰入金、1項、基金繰入金は、今回の財源調整として財政調整基金繰入金を575万6,000円増額しております。

7ページでございます。

20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、事故保険金を5万8,000円、それとプレミアム商品券売上金を1億円計上しております。

次に、歳出予算を御説明申し上げます。

8ページでございます。

8ページの7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、年未年始等に向けての個人消費を喚起し、商店街をはじめとする地域経済の更なる活性化を図るため、販売額1億円に20%のプレミアムを上乗せするプレミアム商品券発行事業を総額1億2,075万6,000円増額しております。

9ページでございますが、9款、消防費、1項、消防費、2目、非常備消防費は、先ほど議決をい

ただきました議案第61号に係る賠償金を5万8,000円計上しております。

以上が補正第7号の内容でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**議長（上村 環君）** これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**17番（岩根賢二君）** プレミアム商品券のことでお尋ねをいたしますが、前回は質疑をしたことがありますけれども、市民に対する周知の方法について、なかなか行き届いてない部分があるんじゃないかということで前回は質疑をしましたがけれども、その後改善がなされているのかどうか、それが1点。

それと、前回のこの商品券について、購入世帯の割合というのは、市全体の何パーセントぐらいあったのか。

それとですね、市民の中から聞いた声なんですけれども、その商品券を買うお金を持っている人はいいよねと、お金を持っていない人は、そういう有利な商品券が発売をされてもそれを買うお金さえないのよねというふうな話もあるわけですね。そういうことで、趣旨からすればちょっと外れるかも分かりませんが、そういう生活困窮者ですか、そういう方に対する何か対策とかというのは考えておられないかどうか、お聞きをいたします。

**港湾商工課長（萩本昌一郎君）** まず、今回は第2弾目ということで、前回の第1弾目の取り組みを踏まえての、その周知が徹底していなかったのではないかなというようなことについてのまず御質疑でございますが、前回はお答えしたかと思いますが、確かに私ども広報や防災無線や有線放送を通じて周知した経緯がございますけれども、なかなか市民全体まで行き渡っていないというような実情も確かにございましたので、今回それを踏まえまして、今回そういった形での市民への周知が十分いくように前回までの広報での周知、それから有線放送、防災無線、そういった周知に加えまして、更に今回議決をいただければ、市民全戸へのこういうプレミアム商品券の案内の散らしを配布しようというふうに検討をしているところでございます。

それから、前回の2億円の商品券につきましては、7月26日に販売を開始しまして、10月7日をもって完売したところでございます。56日間での完売ということでございます。申請の件数につきましては、3,847件でございます、購入者数にしますと6,907人というような形での状況になっているところでございます。

それから、最後に御質疑のございました件につきましては、私どもそういう生活困窮者についての対策というか、便宜を図るといようなことについての今回の特別な取り組みはしていないところでございます。あくまでも購入をしていただいた市民の方について20%のプレミアムを付けて販売をすると、有利な形で販売して使っていただいて市内の商工業の振興に役立てていただくと、そういった趣旨で現在取り組んでいるところでございます。

**17番（岩根賢二君）** 今、最後のところですが、市長の考えをお聞かせください。

**市長（本田修一君）** お答えいたします。

このプレミアム商品券につきましては、地域の経済活性化、それから商工振興というような趣旨で発行するものでございます。今、課長が答弁しましたように、そういった生活困窮者に対する観点と

いうのではないところでございますが、この商品券自体は5,000円から限度が3万円というような形で販売しておりますので、5,000円持っていただければ2割増しの6,000円の商品券を購入いただけるということでございますので、そのような面からの御利用をいただければというふうに考えるところでございます。

**議長（上村 環君）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第62号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**議長（上村 環君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

**議長（上村 環君）** 以上をもって、本臨時会の日程を終了しました。

これで、平成22年第3回志布志市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時20分 閉会